

給水装置工事（給水主管工事も含む）における納付額について

令和2年4月1日

令和2年4月1日より新設申込手数料の廃止に伴い、給水装置工事（給水主管工事も含む）に係る納付額を下記のとおり変更しますのでご確認のほどよろしくお願ひします。

1. 分担金（水道メーター口径に基づく） ※消費税込み

口径	分担金	口径	分担金
13mm	88,000円	50mm	2,200,000円
20mm	110,000円	75mm	5,786,000円
25mm	352,000円	100mm	12,023,000円
30mm	605,000円	150mm	別途 管理者が定める金額
40mm	1,100,000		

※増径工事の場合は、新口径に係る分担金と旧口径に係る分担金の差額となります。

※13mmによる新設工事はありません。新設工事は20mm以上となっています。

2. 給水工事収入 ※消費税込み

	給水工事収入
新設または口径変更工事	16,500円
給水主管工事（1mあたり）(b)	2,200円

3. 特殊用（工事用）水道料金

工事等により一時的に水道を利用する場合は、松原市が指定する松原市指定給水装置工事業者に申込をしてください。

特殊用（工事用）水道料金は、前納金として200,000円を納付していただき、使用水量30m³までを基本料金（15,840円 税込金額）とし、精算後、還付または追徴させていただきます。

■新設・口径変更・改造・給水主管工事別納付額一覧表

	新設	口径変更	改造	給水主管
分担金	水道メーター口径に基づく (分担金表参照)	新口径と旧口径に係る分担金の差額 (分担金表参照)	—	—
給水工事収入	16,500円 (税込み)	16,500円 (税込み)	—	布設延長 1mあたり 2,200円 (税込み)
設計審査手数料	2,000円 (非課税)	2,000円 (非課税)	2,000円 (非課税)	2,000円 (非課税)
工事検査手数料	3,000円 (非課税)	3,000円 (非課税)	3,000円 (非課税)	3,000円 (非課税)
特殊用 水道料金 概算料金前納 200,000円 利用時のみ	基本料金 (30m ³ まで) 15,840円 精算後 還付または追徴	基本料金 (30m ³ まで) 15,840円 精算後 還付または追徴	基本料金 (30m ³ まで) 15,840円 精算後 還付または追徴	—